

横植協会03-30号  
令和 3年12月15日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第30号を送信します。

### 輸入生果実関係

【オランダ産トマトキバガの寄主植物に係る輸入検査について】

掲題の件について、別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

### 概要

検疫有害動物のトマトキバガについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則別表1の2の2項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを要求。

本年11月、トマトキバガに係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたオランダの検査証明書を添付し、輸入された同国産トマト生果実の輸入検査で、当該虫を検出。

### 緊急の暫定措置

輸入検査でオランダ産トマト生果実からトマトキバガが検出されたことを受け、当該虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、輸入検査において以下の対応を実施。

#### (1)対象植物

オランダから貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表1の2の2項に掲げる植物

#### (2)対応を行う期間:令和3年12月15日から当面の間

#### (3)検査

輸入植物検疫規程別表第1で規定される検査数量の倍の数量について、綿密な検査を実施。なお、トマト生果実については、規程で定める検査数量の4倍の数量について、綿密な検査を実施。

(詳細については、別添ファイルを参照願います)

以 上

## オランダ産トマトキバガの寄主植物に係る輸入検査について

### 1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるトマトキバガについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の2項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年11月、トマトキバガに係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたオランダの検査証明書を添付し、輸入された同国産トマト生果実の輸入検査で、当該虫を検出。

### 2. 緊急の暫定措置

輸入検査でオランダ産トマト生果実からトマトキバガが検出されたことを受け、当該虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、輸入検査において以下の対応を実施。

#### (1) 対象植物

オランダから貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表1の2の2項に掲げる植物

#### (2) 対応を行う期間

令和3年12月15日から当面の間

#### (3) 検査

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下、「規程」という。）別表第1で規定される 検査数量の倍の数量について、綿密な検査 を実施。なお、トマト生果実については、規程で定める検査数量の4倍の数量について、綿密な検査 を実施。